



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 小 田 急 電 鉄 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 木 利 満  
( コード番号 9007 東証第一部 )  
問 合 せ 先 I R 室 長 端 山 貴 史  
( TEL. 03 - 3349 - 2526 )

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 24 年 6 月 28 日開催の第 91 回定時株主総会において、株主のみなさまからのご承認を受け、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続しており、その有効期限は平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会（以下「本定時総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社では、本プランの失効に先立ち、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、本定時総会における株主のみなさまのご承認を条件に、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、下記のとおり本プランを継続することを決定いたしました。本継続にあたって本プランに加えられた主な変更点は、①大規模買付行為に該当する行為の追加、②大規模買付情報の範囲の明確化等です。

上記平成 27 年 5 月 20 日開催の当社取締役会では、本プランの継続につき、出席取締役の全員一致で承認可決がなされております。また、当該決議にあたっては、社外監査役を含めた監査役全員が本プランに異議がない旨の意見を表明しております。

## 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主および投資家のみなさまによる自由な取引が認められている以上、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、①. 安全輸送を担う技術と人材、②. 長年にわたって構築された沿線エリアのお客さま・自治体等との信頼関係、③. ①、②を基礎として長期間にわたり醸成されてきた「小田急ブランド」にあると考えておりますが、当社株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。かかる当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大規模な買付けの提案を受けた際に、株主のみなさまが最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大規模な買付けの目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、お客さま、取引先および従業員等のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大規模な買付けが当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模な買付けが強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 二 当社の企業理念および企業価値の源泉ならびに基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業理念について

当社は、グループ経営の方向性を明確にするために、小田急グループ（以下「当社グループ」といいます。）が事業を通じて果たすべき役割・責任や社会に存在する意義を示した「グループ経営理念」を掲げ、この理念を実現しグループ価値の最大化を図ることを経営の基本方針としております。

「グループ経営理念」の内容は以下のとおりであります。

（グループ経営理念）

#### (1) 経営理念

小田急グループは、お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献します。

#### (2) 行動指針

私たちは、経営理念の実現のため、3つの精神を忘れることなく、お客さまに「上質と感動」を提供します。

（真摯）私たちは、安全・安心を基本にすべての事業を誠実に推進します。

（進取）私たちは、前例や慣習にとらわれず、よりよいサービスの追求に挑戦します。

（融和）私たちは、グループ内に留まらない外部との連携、社会・環境との共生に取り組みます。

### 2. 当社の企業価値の源泉について

昭和2年4月に新宿～小田原間の営業を開始して以来、当社グループは、鉄道事業をはじめとする運輸業を基軸に、長期的な視点にたち、小田急線沿線地域を中心として、流通、不動産、ホテル、レストランなど暮らしに密着した様々な事業を営むとともに、沿線エリアの発展に寄与する様々な施策を実施することにより、企業価値・株主共同の利益の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの企業・経営理念の実現を支える当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

#### (1) 安全輸送を担う技術と人材

当社グループは、鉄道事業やバス事業など多くのお客さまの命をお預かりする公共交通機関としての社会的使命を有しており、安全輸送の確保と安定輸送体制の確立を最優先課題として各種施策に取り組んでおりますが、高品質な輸送サービスを安定的・継続的に提供するためには、安定した経営基盤のもと中長期的な視点から安全対策投資を継続的に実施するとともに、長年培ってきた経験やノウハウの承継、人材の育成が必要不可欠であります。

(2) 長年にわたって構築された沿線エリアのお客さま・自治体等との信頼関係

当社グループは、事業エリアである小田急線沿線地域の基盤整備という観点から、複々線化事業をはじめとする輸送力増強や安全対策等の設備投資を継続的に実施しているほか、運輸業以外の事業においても駅周辺の開発事業などを積極的に実施してまいりました。かかる事業の遂行にあたっては、住民や自治体など様々なステークホルダーとの利益の調和を図ることを最優先に掲げてきたことから、結果として、お客さまのみならず、自治体等との信頼関係が長年にわたり築き上げられてきました。

(3) (1)および(2)を基礎として長期間にわたり醸成されてきた「小田急ブランド」

当社グループは、創業から 80 年以上にわたり安全輸送の確保と安定輸送体制の確立を最優先課題として取り組むとともに、小田急線沿線地域の発展に取り組んでまいりました。このことにより、当社グループ全体への信頼感に裏付けられた安心の「小田急ブランド」が醸成されており、かかるブランド力が当社の企業価値向上を支える重要な源泉となっております。

3. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上のための取組みについて

(1) 運輸業における安全対策の強化と輸送サービスの品質向上

当社グループでは、安全を第一に快適で良質な輸送サービスを提供することが最も重要な社会的責任であると考えております。

輸送の安全については、当社およびグループ各社で制定している「安全管理規程」に基づき、安全の重要性を強く認識し日々の業務にあたるとともに、事故防止対策を含めた安全管理体制の強化を図っております。あわせて、当社およびグループ各社において、施設面での安全対策に関する工事を推進し、防災対策や設備更新工事を実施するなど、安全の質を高める諸施策に積極的に取り組んでまいります。

輸送サービスの品質向上については、これまで複々線化の進捗にあわせた駅施設の改良やダイヤ施策などを通じて鉄道の速達性や快適性を向上させるとともに、新型車両の投入やバス路線とのアクセス改善、シームレス化を進めてまいりました。今後も、1日も早い複々線完成を目指すとともに、より戦略的なダイヤ施策やバス路線の充実、街の集客拠点としての駅の機能強化を進めてまいります。さらに、接遇サービス向上などのソフト面での取組みもあわせて進めていくことで、安全・便利で最もサービスの良い交通ネットワークの構築を目指してまいります。

(2) 「長期ビジョン2020」の実現

当社では、事業環境の変化に対応し、グループ経営理念の実現とさらなる事業成長を遂げるため、平成 32 年度までに取り組むべき方向性を示した「長期ビジョン2020」を策定しております。

当社グループは、「グループ経営理念」および「長期ビジョン2020」に従って、グループ各社がそれぞれの役割を確実に実行するとともに、グループの協働を通じて将来にわたるキャッシュ・フローを最大化させ、企業価値の向上を目指してまいります。

## ① 基本方針

### 「わたしたちの挑戦」

経営理念である『お客さまの「かけがえのない時間（とき）」と「ゆたかな暮らし」の実現』に向けて、2020年度までに事業基盤をより強固なものとし、成長の種を蒔き育て、躍動的な企業グループを目指して、挑戦します。

## ② 「長期ビジョン2020」におけるグループ成長戦略

基本方針を踏まえ、2つのテーマを設定し、沿線の既存事業に再投下すべき資本を継続的に確保するとともに、沿線外への進出や新規事業の開発に対する資本も確保し、新たな収益源を獲得していくことで、経営理念の実現に向けた強固な成長サイクルを確立いたします。

### テーマⅠ 沿線における複々線完成後のグループ収益を最大化する

平成29年度に予定している当社線近郊区間における複々線での営業運転開始という大きな機会を捉え、強みのある既存事業やターミナル駅周辺再開発の推進を通じて沿線の魅力を高めるとともに、人口流入を促進することで、グループ各社の主要な事業エリアである沿線における事業基盤を磐石なものとするを旨としてまいります。

### テーマⅡ 2020年度までに成長の種を蒔き育てる

市場での成長性や競争力の高い既存事業については、外部パートナーとの連携やM&A等を通じて、沿線外や海外の優良なマーケットエリアに進出し、事業規模を拡大いたします。同様に、新規事業についても、外部パートナーとの連携やM&A等を通じて、変化するお客さまのニーズを捉え、既存事業周辺で不足しているグループ機能を充足させるなど、開発を推進いたします。

## (3) 事業成長に向けた取組み

上述した「長期ビジョン2020」におけるテーマに対して以下の取組みを行うことで事業成長を達成いたします。

### ミッション① 既存事業の選択的強化

沿線においては、鉄道事業を中心とした運輸業と不動産業が連携して、強固な事業基盤を整備することで、複々線完成後の収益最大化を目指してまいります。鉄道事業において複々線完成後の戦略的なダイヤを策定し、新規利用客の誘引を図るとともに、駅周辺の整備・再開発や、交通ネットワークの拡充に向けたバス路線との連携について検討を進めてまいります。

箱根、江の島・鎌倉等の観光エリアにおいては、旺盛な旅行需要を的確に捉え、観光地間競争に打ち勝つための既存コンテンツの強化・利便性向上策を推進いたします。

また、多様化する顧客ニーズに対応すべく、流通業、その他の事業等において駅周辺立地における最適なビジネスモデルを追求するなどしてサービスの拡充を図ってまいります。特に環境変化として重要な就労女性・高齢者・訪日外国人の増加等に対しては各事業でサービスを拡充するとともに収益性を強化いたします。

#### ミッション② 中核駅周辺再開発の推進

駅周辺の大規模再開発の実施可能性が高い沿線の中核駅について、再開発計画を検討、推進いたします。また、国内最大のターミナルである新宿駅周辺においてグループ収益の最大化を図るため、新宿駅西口の再開発計画の検討を進めてまいります。

#### ミッション③ 既存事業の沿線外進出

事業成長が見込まれ競争優位に立てる事業については、外部パートナーとの連携やM&Aの活用等を通じて、沿線外や海外の優良なマーケットエリアへ進出し、収益を拡大してまいります。

#### ミッション④ 新規事業の開発

既存事業の周辺関連分野において、外部パートナーとの連携やM&Aの活用等を通じて、変化する顧客ニーズを捉え、新規事業開発による収益の拡大を図るとともに、人材やビジネスノウハウ等の経営資源を獲得してまいります。

また、「長期ビジョン2020」では、平成32年度までを「収益基盤を強化し事業成長すべき期間」と位置づけており、連結の営業収益・EBITDA・有利子負債／EBITDA倍率を重要な経営指標として設定するほか、ROA・ROEについても注視し、効率的な経営に努めてまいります。

#### (4) コーポレート・ガバナンスの充実・強化

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでおります。

当社では監査役制度を採用しており、本制度のもとで効率性、健全性の高い経営を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

当社の取締役会は、社外取締役を含む14名で構成され、重要な業務執行、その他法令に定められた事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。あわせて、業務執行を担当する取締役や部門長で構成される執行役員制度を採用し、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化および意思決定の最適化を図っております。

また、監査役は5名のうち過半数が社外監査役であり、各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、業務および財産の状況の調査、内部統制システムの状況の監視および検証等を通じて厳正な監査を実施しております。

なお、当社では、全取締役の任期を1年としており、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にする体制を整備しております。

当社は、以上の諸施策を実行し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

### 三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付けが行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大規模な買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時総会で株主のみなさまにご承認いただけることを条件として、本プランを継続することを決定いたしました。

なお、現時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模な買付けに関する提案を受けている事実はありません。当社の平成27年3月31日現在の上位10名の株主の状況につきましては、別紙1をご覧ください。

#### 2. 本プランの内容

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為（下記(1)に定義します。以下同じとします。）が行われる場合に、株主のみなさまが適切にご判断を行うための十分な情報および時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者等」といいます。）に対して、①大規模買付情報（下記(4)に定義します。以下同じとします。）の提供を求め、②当該大規模買付行為についての評価、検討、大規模買付者等との買付条件に関する交渉または株主のみなさまへの代替案等の提示等を行い、③独立委員会（下記(2)参照）の勧告を最大限尊重したうえで対応（下記(7)参照）するという、大規模買付行為に関する手続きを定めたものであります。

本プランの具体的内容は以下のとおりです。

##### (1) 本プランの対象となる大規模買付行為

下記①ないし③のいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（注1）（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が本プランの対象となります。ただし、事前に当社取締役会が同意し、かつ、公表したものを除きます。

- ① 当社が発行する株券等（注 2）について、保有者（注 3）の株券等保有割合（注 4）が 20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行する株券等（注 5）について、公開買付け（注 6）を行う者の株券等所有割合（注 7）およびその特別関係者（注 8）の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループ（注 9）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者（注 10）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 11）を樹立する行為（注 12）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り。）

（注 1） 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

（注 2） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 3） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

（注 4） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

（注 5） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される株券等をいいます。

（注 6） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。

（注 7） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

（注 8） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

（注 9） 特定株主グループとは、（i）当社の株主、およびその共同保有者または特別関係者、ならびに（ii）上記（i）の者の関係者（契約金融機関等のほか、上記（i）の者と実質的利害を共通にしている者、上記（i）の者の弁護士、会計士その他のアドバイザー、およびこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が独立委員会（下記（2）に定義されます。以下同じとします。）の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます。）をあわせたグループをいいます。



- (注 10) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づいた共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。
- (注 11) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注 12) 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主のみなさまに対して必要な情報の提供を求めることがあります。

大規模買付者等は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その主な内容は別紙 3 に記載するとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為をしてはならないものとします。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施または不実施は、最終的には当社取締役会において決議しますが、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、当該決議の合理性・公正性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、大規模買付者等からの大規模買付情報および当社取締役会から提供された情報等に基づいて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上の観点から大規模買付行為についての評価・検討を行い、当社取締役会に対し本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての勧告を決議することとします。

独立委員会は 3 名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役および社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、税理士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者)等の中から選任します(本プランの継続時点における独立委員会の委員の候補者は、当社経営陣から独立した当社社外監査役 2 名および有識者 1 名を予定しております。各氏の略歴は別紙 4 のとおりです。)。かかる独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。また、委員の任期は 1 年間とし、再任を妨げないものとします。委員の任命については、当社取締役会が決定するものとします。

(3) 大規模買付者等による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、まず、①大規模買付者等の氏名または名称および住所または本店・事務所等の所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④日本国内における連絡先、⑤大規模買付行為の概要、ならびに、⑥本プランに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面（大規模買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会に提出していただきます。

(4) 大規模買付者等による当社に対する情報提供

次に、当社取締役会は、上記(3)①ないし⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を交付し、大規模買付者等には、買付説明書に従い、大規模買付行為の内容の検討に際して必要となる情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに日本語にて当社取締役会に書面で提出していただきます。

大規模買付行為の内容の検討に際して必要となる情報として当社取締役会が提出を要請する情報には以下の情報が含まれます。

- ① 大規模買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、大規模買付者等を被支配法人等（注13）とする者の特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴・沿革、事業内容、財務状況、過去の法令違反の有無およびその具体的内容、当該大規模買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果被買収会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容（当社の株券等に関する合意の相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）および買付資金の裏付け（大規模買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社および当社グループの経営方針および事業計画、資本政策

#### および配当政策

- ⑦ 当社および当社グループの株主（大規模買付者等を除きます。）、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ その他独立委員会が、大規模買付行為の妥当性、適法性等を評価・検討するために、当社取締役会または独立委員会が必要であるとする情報

（注13） 金融商品取引法施行令第9条第5項に規定される被支配法人等をいいます。

上記に基づき提出された大規模買付情報について、当社取締役会は速やかに独立委員会に提供いたします。独立委員会または取締役会は、当該大規模買付情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、適宜回答期限を定めたいえ、当社取締役会を通じて、大規模買付者等に対して追加的な情報提供を求めることがあります。この場合、大規模買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

なお、独立委員会は、大規模買付行為を評価・検討するための十分な情報が大規模買付者等から提出されたと判断した場合には、当社取締役会を通じて、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者等に行います。

#### (5) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、上記(4)に基づき大規模買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報の提供が行われた後、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要時間を考慮して適宜回答期限（当社グループが鉄道、バスなどの運輸業や、流通業、不動産業に加え、ホテル業、レストラン飲食業をはじめとする幅広い事業展開を行っていること、当社が40社を超える連結子会社を有していること等に鑑み、原則として60日（初日不算入）を上限とします。）を定めたいえ、大規模買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

#### (6) 独立委員会による大規模買付行為の内容に関する評価・検討等

独立委員会は、大規模買付者等および（当社取締役会に対して上記(5)記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日（初日不算入）が経過するまでの間（以下「評価期間」といいます。）、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取

締役会を通じて、大規模買付者等との買付条件に関する交渉を行い、当該大規模買付行為に対する意見形成等を行います。

独立委員会は、上記の評価期間終了までに、独立委員会としての意見を取りまとめるに至らない場合には、大規模買付者等の大規模買付行為の内容の検討・代替案の検討・大規模買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日（初日不算入）を超えないものとし）で、評価期間を延長する旨の決議を行うことがあります。

なお、独立委員会が上記の評価・検討を行い、同委員会としての意見を取りまとめるにあたっては、当社の費用により独立した第三者である専門家（公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等）の助言を得ることができるものとし。また、大規模買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし。

## (7) 大規模買付行為への対応

### ① 大規模買付者等が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大規模買付者等が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会において、直ちに、当該大規模買付行為に対する本新株予約権の無償割当ての実施を決議することはありません。

大規模買付者等が本プランに定められた手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると独立委員会が判断し、かつ独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会は当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をすることがあります。かかる場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、会社法上の機関として、本新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとし。

なお、当社取締役会が、評価期間が経過するまでに、大規模買付者等による大規模買付行為により当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとし。

他方、独立委員会は、大規模買付者等による大規模買付行為の内容の検討等の結果、大規模買付者等による大規模買付行為が別紙2に掲げるいずれの類型にも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(5)に規定する意見および独立委員会が要求する情報、根拠資料等を所定の回答期限内に提供しなかった場合には、評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、

当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付行為が別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨を含む新たな別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告を行うことができるものとします。

② 大規模買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合

大規模買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合で、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会は当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施する旨の勧告をいたします。かかる場合、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重したうえで、会社法上の機関として、本新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。

③ 本新株予約権の無償割当ての中止等

当社取締役会は、上記①および②に基づいて本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした場合であっても、(a)大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または(b)本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会へ諮問を行い、同委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止すること、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することを決議することができるものとします。

(8) 本新株予約権の無償割当ての概要

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3のとおりとします。本新株予約権については、対抗措置としての効果を勘案し、特定買付者等（別紙3(1)④に定義されます。以下同じとします。）は、当該新株予約権を行使できない旨の行使条件、取得条項に基づく取得に際して特定買付者等には当社普通株式が交付されない旨の取得条件等の諸条件等を定めることができるもの（別紙3(1)④および⑤参照）とします。なお、本新株予約権の発行を機動的に行うために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

(9) 情報の開示について

当社取締役会または独立委員会は、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、上記(3)ないし(8)までの一連の手続きにおいて生じた情報、例えば意向表明書の提出があった事実、大規模買付者等より提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報、評価期間を延長した場合は延長期間とその理由、独立委員会の勧告内容、当社取締役会の判断等について、株主のみなさまのご判断のため開示することが妥当であると考え

られるものについては、当社取締役会自らまたは当社取締役会を通じて、適時適切に開示します。

#### (10) 有効期間等

本プランについては、本定時総会において株主のみなさまにお諮りする予定であり、株主のみなさまのご承認をもって継続させていただくものとします。

本定時総会において株主のみなさまのご承認により本プランの継続がなされた場合には、本プランの有効期間を本定時総会終了後から平成 30 年 3 月期に係る当社定時株主総会の終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとし、その旨を速やかに株主のみなさまへ開示するものとします。したがって、本プランは、株主のみなさまのご意向に従って、これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、金融商品取引法等の関係法令・金融商品取引所の規則等の改正・整備等を踏まえ、本定時総会における本プランの承認決議の趣旨に反しない範囲に限り、企業価値・株主共同の利益の確保、向上の観点から、独立委員会の承認を得たうえで、随時本プランを修正し、変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

### 3. 本プランによる株主および投資家のみなさまへの影響等

#### (1) 本プランの継続時に株主および投資家のみなさまに与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われなことから、株主および投資家のみなさまの権利および経済的利益に直接影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当てにより株主および投資家のみなさまに与える影響

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては、企業価値・株主共同の利益の確保、向上のために行われるものでありますので、特定買付者等以外の株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。

ただし、特定買付者等以外の株主のみなさまにおいて、下記(3)②に規定する行使手続きが行われな場合には、当社株式の交付を受けることができず、結果として、法的権利および経済的側面において不利益を受けることとなります。また、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による

取得の結果、株主のみなさまに当社株式が交付される場合には、株主のみなさまの振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主のみなさまが保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

一方、特定買付者等については、本プランの継続の趣旨に従い、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生することが想定されます。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた場合であっても、当社は、上記 2.(7)③に記載したとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家のみなさまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主のみなさまに必要となる手続き

#### ① 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において定められた割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）のみなさまに対し、その所有する株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。

なお、本新株予約権の無償割当てでは、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主のみなさまは、本新株予約権の申込みを行う必要はなく、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となります。

#### ② 本新株予約権の行使の手続き

当社は、原則として、割当対象株主のみなさまに対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項ならびに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、割当対象株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主のみなさまが、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記③に記載するところに従って特定買付者等以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、特定買付者等以外の株主のみなさまは、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### ③ 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、特定買付者等以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主のみなさまに交付することがあります。この場合、特定買付者等以外の株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法および行使条件等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、当社取締役会を通じて、適時適切に開示します。

## 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの充実・強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。



2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記三 1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、本プランの継続に際しては、株主のみなさまの意思を確認すべく、株主総会の決議を得ることが予定されています。

また、上記三 2. (10) 「有効期間等」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。加えて、その有効期間内においても、これに対する株主のみなさまのご意向を反映させる観点から、全取締役の任期を1年と設定しており、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外役員等の判断の重視と情報開示

上記三 2. (2) 「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用における、独立性の高い社外役員等のみから構成される独立委員会の判断は、最大限尊重されることとされています。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが

確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2.(7)「大規模買付行為への対応」および別紙 2 にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の聴取

上記三 2.(6)「独立委員会による大規模買付行為の内容に関する評価・検討等」にて記載したとおり、大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 2.(10)「有効期間等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を防止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙 1)

### 当社の上位 10 名の株主の状況

平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の上位 10 名の株主の状況は、以下のとおりであります。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
第一生命保険株式会社	45,047	6.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,948	5.5
日本生命保険相互会社	37,252	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱電機株式会社口)	25,816	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,108	2.8
明治安田生命保険相互会社	15,353	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,500	1.6
住友生命保険相互会社	11,000	1.5
株式会社三井住友銀行	9,417	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	9,124	1.3
計	224,566	31.0

(注) 1 発行済株式の総数は 736,995,435 株であり、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 上記のほかに、当社が自己株式 12,040 千株を所有しております。

(別紙 2)

- (1) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 大規模買付者等が会社経営に参加する意思がなく、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等を取得し、もしくは取得しようとする行為
  - ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等を取得し、もしくは取得しようとする行為
  - ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等を取得し、もしくは取得しようとする行為
  - ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等を取得し、もしくは取得しようとする行為
- (2) 大規模買付者等の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を事実上制約し、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するものである場合
- (3) 大規模買付行為の経済的條件（対価の種類および金額、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が、当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切なものである場合
- (4) 大規模買付者等の提案（大規模買付行為の経済的条件のほか、大規模買付行為の適法性・実現可能性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後における当社の他の株主のみなさま、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な鉄道事業の安全性、公共性または利用者の利便性に重大な支障をきたす等、当社の企業価値・株主共同の利益に明白に反するおそれのある場合

(別紙 3)

## 本新株予約権の無償割当ての概要

### (1) 株主に割り当てる本新株予約権の内容

#### ① 本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株を上限とする。

#### ② 本新株予約権の発行価額

無償とする。

#### ③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産

本新株予約権の行使に際して出資される財産は本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める金額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

#### ④ 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者<sup>1</sup>、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者<sup>2</sup>、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者<sup>3</sup>（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称する。）は、原則として本新株予約権を行使することはできないものとする。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則と

<sup>1</sup> 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。本書において同じとする。

<sup>2</sup> 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下、本脚注において同じとする。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下、本脚注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上になる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとする。本書において同じとする。

<sup>3</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。）をいう。

して本新株予約権を行使することはできないものとする（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記⑤のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することはできないものとする。

⑤ 取得条項

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとする。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとする。当社が取得を実施した以降に、特定買付者等以外の第三者が譲渡により特定買付者等有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとする。

(c) 対抗措置として適切なその他の条件を当社取締役会が定める。

⑥ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その所有する当社普通株式1株に対し本新株予約権1個の割合で割り当てる。

(3) その他

上記(1)および(2)に定めるほか、本新株予約権の行使期間、無償割当てが効力を生ずる日その他の事項については、当社取締役会が別途決定するものとする。

(別紙 4)

独立委員会委員候補者の氏名および略歴

**深澤 武久氏**

昭和 9 年生まれ

昭和 36 年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会所属）  
平成 5 年 4 月 東京弁護士会会長  
平成 5 年 4 月 日本弁護士連合会副会長  
平成 10 年 9 月 法制審議会委員  
平成 12 年 9 月 最高裁判所判事任官  
平成 16 年 1 月 同裁判所判事退官  
平成 16 年 1 月 弁護士登録（東京弁護士会所属）（現）  
平成 16 年 6 月 当社社外監査役（現）  
平成 26 年 5 月 学校法人中央大学理事長（現）

**伊東 正孝氏**

昭和 23 年生まれ

昭和 47 年 4 月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行  
平成 15 年 2 月 日本政策投資銀行（同）監事  
平成 16 年 6 月 株式会社東京流通センター取締役  
平成 18 年 6 月 同社常務取締役  
平成 20 年 6 月 スカイネットアジア航空株式会社取締役社長（代表取締役）  
平成 23 年 6 月 DB J 野村インベストメント株式会社（現DB J アセットマネジメント株式会社）取締役社長（代表取締役）  
平成 24 年 6 月 当社社外監査役（現）

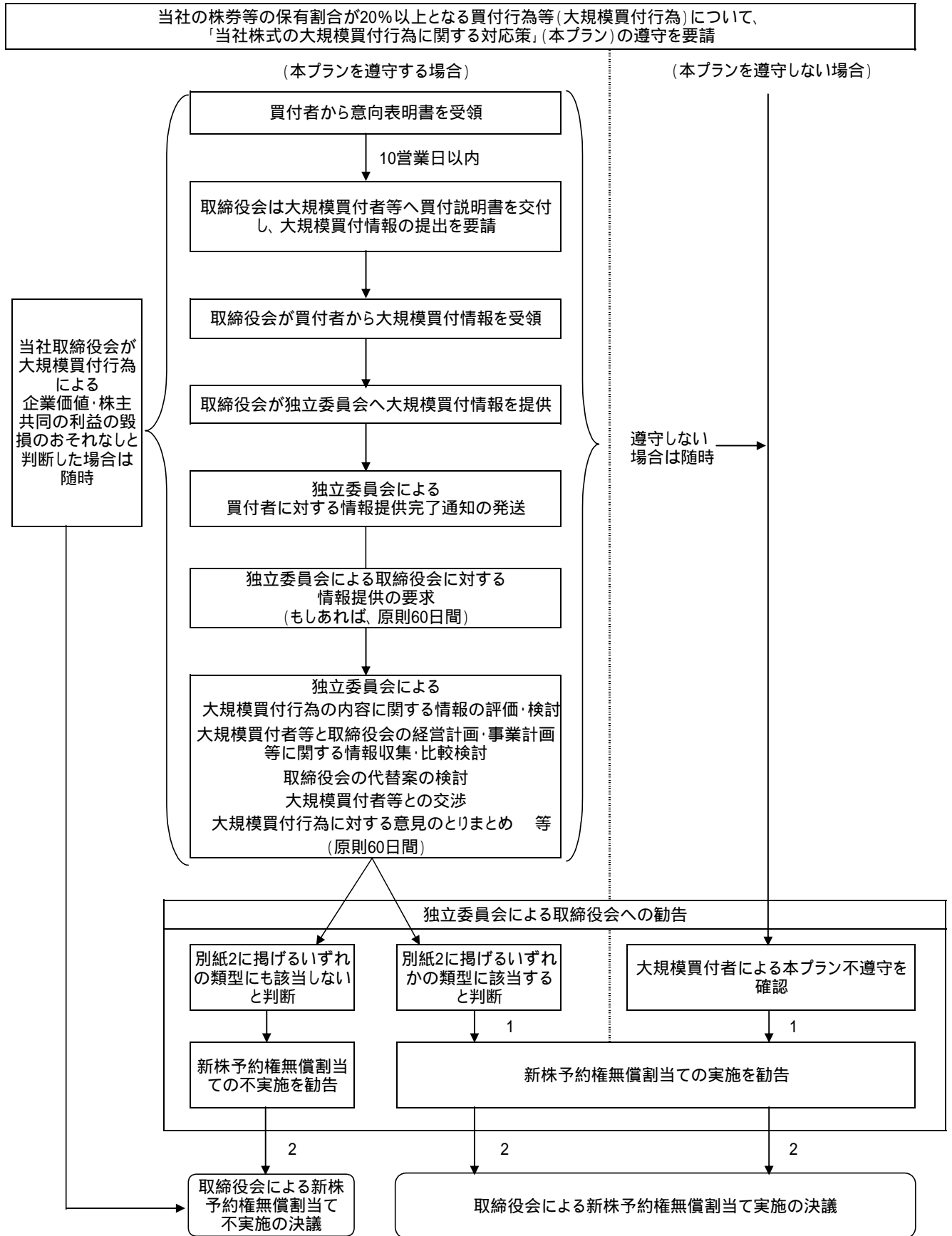
**岡田 清氏**

昭和 6 年生まれ

昭和 46 年 4 月 成城大学経済学部教授  
昭和 60 年 4 月 同大学経済学部長  
平成 3 年 4 月 同大学経済研究所長  
平成 13 年 4 月 同大学名誉教授（現）

(参考資料)

### 大規模買付行為があった場合のフローチャート



- 1 新株予約権無償割当てを実施することが相当と判断した場合
- 2 独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決議

(注)上記フローチャートは「大規模買付行為に関する対応策」に対する理解を容易にすることを目的として作成したものであります。本プランの詳細については本文をご覧ください。